

へき地医療拠点病院の要件に関する事務連絡

へき地医療拠点病院の要件の見直しにつきましては、

- 「全国医政関係主管課長会議資料」P60
- 「実施要綱及び交付要綱（案）」P69

に記載されているところですが、その趣旨等について周知を図るため、本日付で別添の事務連絡を発出いたしました。

配布資料と併せてご参照いただければ幸いです。

なお、当該事務連絡につきましては、電子媒体にて各都道府県へき地医療担当宛て送付することとしております。

医政局指導課救急・周産期医療等対策室

平成22年2月26日

各都道府県へき地保健医療対策担当者様

厚生労働省医政局指導課

救急・周産期医療等対策室長

へき地医療拠点病院について

日頃より、医療行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、へき地医療拠点病院については、現在開催中の「へき地保健医療対策検討会」において実施した調査により、病院や地域ごとに濃淡があり、へき地に対する医療活動を事実上実施できていない病院も存在していることが明らかになったところです。へき地医療拠点病院は、へき地の住民に対する医療提供及びその支援（以下「へき地医療活動」という。）を行うという重要な役割を担っています。このため、厚生労働省においては、下記のとおり、「へき地保健医療対策事業実施要綱」（平成13年5月16日付け医政発第529号。以下「要綱」という。）を改正し、へき地医療拠点病院の指定要件を見直し、平成22年4月1日から適用する予定としております。

つきましては、各都道府県におかれては、要綱の改正内容及び留意事項について、あらかじめ御了知の上、管内のへき地医療拠点病院等への周知方よろしく願います。また、各都道府県において、要綱の改正の趣旨を踏まえ、管内のへき地医療拠点病院のへき地医療活動の状況等を把握し、各病院がへき地医療活動を実施するのに必要な指導及び支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、へき地医療拠点病院の在り方については、「へき地保健医療対策検討会」において議論されており、引き続き、平成22年度に厚生労働科学研究班で検討を行う予定としています。

記

第1 「へき地保健医療対策事業実施要綱」の改正内容

「へき地保健医療対策事業実施要綱」を別紙のとおり改正し、平成22年4月1日から適用する予定であること。

これにより、へき地医療拠点病院運営事業、へき地医療拠点病院施設整備事業及びへき地医療拠点病院設備整備事業の補助対象となるへき地医療拠点病院については、都道府県知事が、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業（ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する病院又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する場合の当該病院となる

こと。

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣を含む。）及び技術指導、援助に関すること。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
- エ 派遣医師等の確保に関すること。
- オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- キ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

## 第2 留意事項

- (1) 各都道府県においては、新たにへき地医療拠点病院を指定する場合は、要綱の改正を踏まえ、へき地医療活動を実施した実績を有するか否か、又はへき地医療活動を当該年度に実施できると認められるか否かを精査した上で指定を行うこと。また、各都道府県においては、新たにへき地医療拠点病院を指定しようとする場合は、事前に厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係まで連絡・相談いただきたいこと。
- (2) 各都道府県においては、必要な指導及び支援を行った後も、へき地医療拠点病院がへき地医療活動を実施しない場合又は実施できると認められない場合において、へき地医療拠点病院の指定を取り消そうとするときは、事前に厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室助成係まで連絡・相談いただきたいこと。

### (参考)

- ・ 平成22年度の診療報酬改定により、へき地医療拠点病院の指定を受けている病院については、DPCの「地域医療への貢献に係る評価」において、1ポイントの加点が行われることとされています。

照会先

厚生労働省医政局指導課

救急・周産期医療等対策室

室長補佐：福原康之（内 2554）

助成係長：田川幸太（内 2550）

## へき地保健医療対策事業実施要綱の改正について

## 【へき地医療対策事業実施要綱】

現行	改正後
<p>(3) へき地医療拠点病院の指定</p> <p>都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。</p> <p>イ へき地診療所等への代診医等の派遣及び技術指導、援助に関すること。</p> <p>(ウ～オ 略)</p> <p>カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</p>	<p>(3) へき地医療拠点病院の指定</p> <p>都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の（4）に掲げる事業（（4）ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。</p> <p>イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。</p> <p>(ウ～オ 略)</p> <p>カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</p>